

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所に勤務する小学校・中学校・高等学校教員

圓入智仁(中村学園大学短期大学部)

研究要旨

本稿は、児童相談所という福祉行政に、教育委員会に属する教員が勤務している実態を明らかにすることを目的としている。具体的には、現役の教員と退職した教員の両方を対象として、これまでの教職経験年数、担当教科、校務分掌などを尋ねた。

一時保護所を含めた児童相談所のうち、現役の教員が27カ所、定年退職した教員が9カ所、定年前に中途退職した教員が15カ所でそれぞれ勤務していた。現役の教員は児童福祉司としての勤務が多かったが、一時保護所の児童指導員や学習指導員を勤めている場合もあった。また退職教員は一時保護所で勤務するか、電話相談を担当しているようである。小学校や中学校の教員が大多数だが、中には高等学校教諭の存在も確認できた。その担当教科としては、小学校は全教科がほとんどであり、中学校と高等学校では保健・体育が多いなどという教科の偏りは見られなかった。ただし、校務分掌としては生徒指導・生活指導が多かった。

現任教員が児童相談所に勤務することは、教員としての資質向上につながると同時に、学校と児童相談所の連携を強化する意味合いもある。また退職教員はそれまでの教職経験を福祉の場で活かすことができる。このようなことから、今後、幼稚園や高等学校を含め、教員が児童相談所で勤務する機会を増やしていくことを検討しなければならないだろう。

1. はじめに

本調査は、一時保護所を含めた児童相談所に、学校の教員が勤務している実態を明らかにすることを目的としている。どの校種で採用され、何年の教員経験を持つ教員が、何名、そして何年程度、児童相談所に勤務することになっているのだろうか。また、教育委員会ではなく、首長部局に位置づけられる児童相談所に配属された教員は、その役割をどのように考えているのだろうか。

調査の項目としては、児童相談所に勤めて

いる現在の勤務形態(常勤か非常勤か)、現在の職名、児童相談所での勤務年数と在職予定期間、児童相談所に配属されるまでの教職経験年数、児童相談所に配属される直前の校種と職名、これまでの勤務校における主たる担当教科と主たる校務分掌といった項目について多肢選択式で、教員が児童相談所に勤務することや、現在の自身の業務について感じることを自由記述式で回答を依頼した。

また、依頼に当たっては、それぞれの児童相談所に何人の教員出身者がいるのか不明で

あったため、各児童相談所において、該当者の人数分だけ調査票を印刷し、教員出身の全員が回答するようお願いした。

今回の児童相談所を対象とした調査としては、2007年度に全国に設置されていた児童相談所191カ所全てに送付し、106カ所から回答を得た。回収率は55.5%であった。ただ、本稿で扱う教員出身者を対象とした調査（調査票Ⅲ）に回答したのは58カ所であり、回収率は30.4%となる。

調査に当たって、児童相談所に勤務している教員出身者は、大きく3つに分けることができるかと想定した。第1に、小中学校で主に生活指導と生徒指導を担当している現役の教員であり、児童相談所において児童福祉司や、一時保護所の児童指導員あるいは学習指導員として勤務していると想定した。第2に、定年退職した小中学校の教員であり、主に一時保護所で児童指導員や学習指導員として勤務していると想定した。第3に、定年前に途中で退職した小中学校の教員であり、定年退職教員と同じく一時保護所で勤めていると想定した。

本稿で扱う教員出身者を対象とした調査（調査票Ⅲ）に回答した58カ所を母数とすると、どのような勤務形態や職種であれ、教員出身者を配置しているのは43カ所（74.1%）、配置していないのは15カ所（25.9%）であった。調査票Ⅲに回答していない児童相談所の多くが教員出身者を配置していないと考えられるが、それは推測の域を出ない。

教員出身者を配置していると回答した43カ所のうち、現役の教員を配置しているのは27カ所、定年退職した教員を配置しているのは9カ所、定年前に中途退職した教員を配置しているのは15カ所（内、教職経験25年以上の教員を配置しているのは5カ所、教職経験12年以下の教員を配置しているのは10カ所）であった。児童相談所によっては重複している場合もあるため、これらの単純合計は

43カ所を超えることになる。

本稿ではまず、児童相談所における現役教員の地位について検討する。この現役教員はいずれも正規職員である。次いで、定年退職した教員と教職経験25年以上で退職した教員をまとめて検討した後、教職経験12年以下で退職した教員について検討する。これら退職した教員が児童相談所に配置されている場合は、いずれも非常勤の職員である。

2. 現役の小学校・中学校・高等学校教員

回答のあった児童相談所のうち、27カ所で計47人の現役の教員が勤務している。

2-1. 児童相談所における職名

現役教員の児童相談所における職名としては、児童福祉司30人（22カ所）、児童心理司1人、児童指導員10人（6カ所）、学習指導員3人（2カ所）、管理職（主幹）1人、その他2人（「相談担当」1人、「相談員」1人）であった。

ここで、児童福祉司や児童心理司、児童指導員の職務内容について、『児童相談所運営指針』から引用し、確認しておきたい（第2章「児童相談所の組織と職員」第4節「各職員の職務内容」）。

児童福祉司は、「担当区域内の子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること」、「必要な調査、社会診断を行うこと」、「子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと」、「子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと」が求められている。

児童心理司は、「子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと」と、「子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと」が求められている。

児童指導員には保育士と同じ職務が求めら

れており、それは「一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること」と、「児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと」である。

学習指導員について運営指針には記されていないが、児童指導員の職務中、学習指導に関する業務に特化した役割を果たすことが期待されている。

「相談担当」や「相談員」については運営指針で「相談員」として明記され、その職務は「子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること」、「児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと」、「子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと」とされている。おおむね、児童福祉司を補佐する業務であると考えられる。

本校で検討する現役の教員は、人事交流や研修といった目的で児童相談所に配属されていると考えられる。ところが、児童福祉司など児童相談所の職種の中には任用要件が設定されているものがある。そこで、児童福祉司、児童心理司、児童指導員の任用要件について検討したい。

学校の教員が児童福祉司になるためには、児童福祉法第13条第2項第2号により、「厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事」することが求められている。ここでの「施設」とは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条、精神保健福祉士法施行規則第2条に挙げられている施設などを指す。児童に関する施設としては児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援

センターが該当する。そのため、大学卒業後、ずっと学校で教員をしてきた者が、いきなり児童相談所の児童福祉司を名乗ることはできない仕組みとなっている。調査において、「その他」（具体的には「相談担当」や「相談員」）と回答したのは、いずれも児童相談所勤務が1年目の教員であった。児童福祉法に則り、児童相談所勤務の1年目に「相談員」となり、2年目以降に児童福祉司となる仕組みであろう。ただ、これ以外の児童相談所勤務1年目の教員13人が、職名を児童福祉司と回答している。

児童心理司も児童福祉法第12条の3第4項と第5項で規定されている通り、児童福祉司の資格要件を満たさなければならない。

児童指導員については、『児童相談所運営指針』にその資格要件は明記されていないが、児童養護施設の資格要件を定めている児童福祉施設最低基準第43条の第7号「学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの」を援用すると、小学校から高等学校までの教員は要件を満たしていると考えられる。

2-2. 直前の職場

現役教員47人のうち、児童相談所に配属される直前に学校で勤務していたのは43人で、いずれも教諭であった。内訳としては、小学校15人（うち、特別支援学校（養護）小学部1人）、中学校22人（うち、特別支援学校中学部1人）、高等学校6人（うち、特別支援学校（養護）高等部3人）であった。教育委員会（教育事務所を含む、以下同じ）勤務が2人であり、それぞれの職名は指導主事と係長級であった。また児童自立支援施設勤務が同じく2人であり、その肩書は主任主事と係長級であった。これら教育委員会や児童自立支援施設に勤務していた教員の校種は不明で

ある。

高等学校教員や、児童自立支援施設から異動してきた教員の存在は興味深い。この調査では小中学校の教員を想定していたが、確かに児童相談所は18歳未満の児童を対象としており、高等学校の生徒もその対象となっているため、なんら不思議ではない。また、児童自立支援施設に出向している教員が学校に戻るのではなく、そのまま児童相談所に異動する事例があると確認された。教員として採用されながら、首長部局内を異動しているのである。

2-3. これまでの勤務校における主たる担当教科

直前の職場が小学校と回答した15人のうち、14人が「全教科」と回答し、1人は「理科」と回答した。

中学校と回答した22人のうち、国語・数学・外国語の3教科を選んだ1人以外は1つの教科を選択しており、国語1人、数学4人、理科1人、社会2人、外国語3人、保健・体育6人、家庭科1人、美術1人、音楽1人、その他（技術科）1人であった。

高等学校と回答した6人のうち、国語、理科、社会、音楽がそれぞれ1人であり、特別支援学校に勤めていた3人のうち2人が「生単、作業」や「作業学習」と回答していた。「生単」とは生活単元学習のことである。

教育委員会や児童自立支援施設に勤めていた4人は、国語1人、社会2人、保健・体育1人であった。

このように、中学校や高等学校の教諭が主に担当する教科について、特に多い教科はないようである。

2-4. これまでの勤務校における主たる校務分掌

複数回答を可能として答えてもらった。

その結果、総務・庶務3人（6.4%）、教務

13人（27.7%）、生徒指導・生活指導27人（57.4%）、生徒会（児童会）指導15人（31.9%）、進路指導7人（1.5%）、保健0人（0.0%）、図書3人（6.4%）、人権教育・同和教育6人（12.8%）、情報システム1人（2.1%）、その他12人（25.5%）であった。「その他」の内訳としては、学年主任が2人で、以下は全て1人で体育主任、なし、特別支援コーディネーター、教育相談、式典以外の学校行事・避難訓練・安全、文化、研修主任、研究部長、教育相談・特別支援教育、校内職員研修であった。

過半数になっているのは生徒指導・生活指導である。他の校務分掌と較べて、教科外でも直接的に児童や生徒を指導する機会の多い、生徒指導・生活指導や生徒会（児童会）を担当してきた教員が、その経験を生かすため、あるいは研修のために児童相談所に配属されていると考えられる。

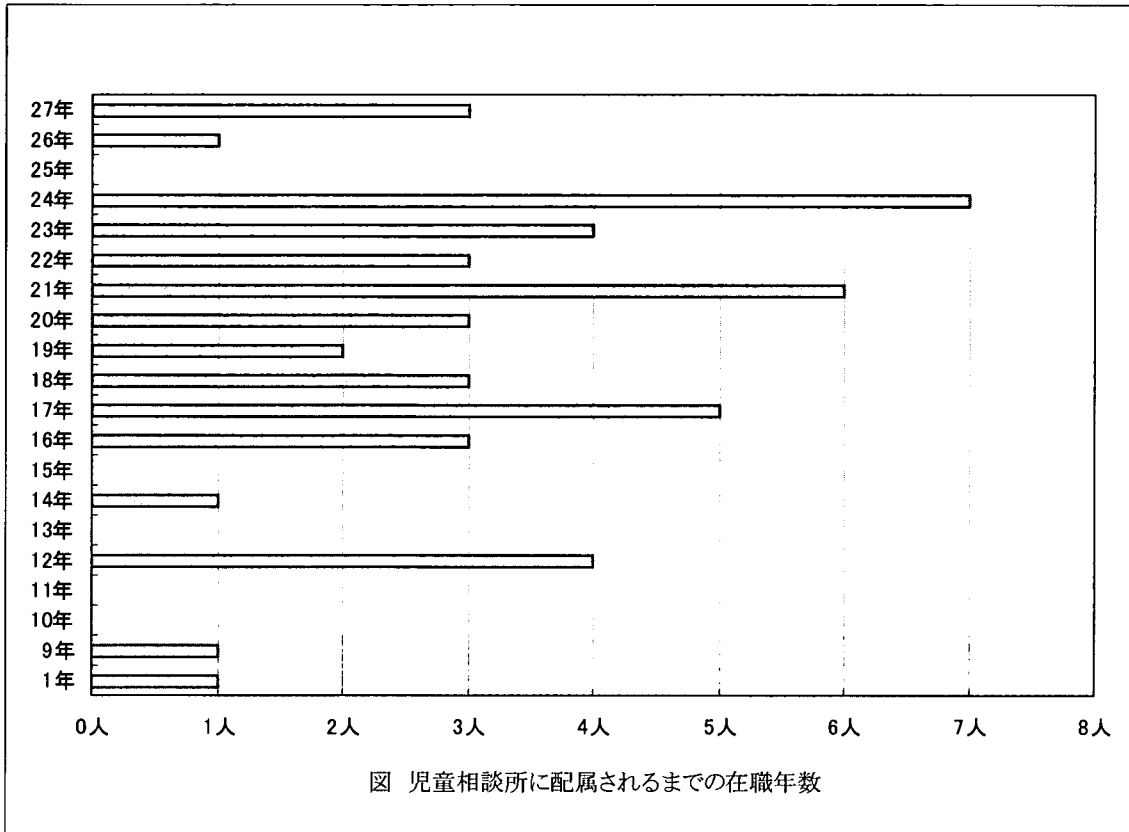
2-5. 児童相談所における勤務予定年数と現在までの勤務年数

児童相談所での勤務予定年数としては、未回答が2人、無効の回答（現在までの勤務年数が勤務予定年数を超過）が2人であり、有効回答は43人であった。

勤務予定を「1年」と回答したのは3カ所で計4人、「4~5年」が1人、「5年」が1人、「3~6年」が1人、そして「2~6年」と「最高6年」と回答したのは同じ児童相談所の2人であった。その他の34人の回答は2年、3年、4年のいずれか、あるいはその間であった。

2-6. 児童相談所に配属されるまでの教職経験年数

現役教員が児童相談所に配属されるまでの間、講師、教諭、教育委員会（教育事務所）勤務、首長部局勤務、管理職を合算して何年の学校教育現場あるいは教育行政の勤務経験



年数があるのかを尋ねた。

「1年」との回答が1人あったが、これは無効と見なしてよいであろう。最短で9年(1人)、最長で27年(3人)であった(図参照)。概ね、16年から24年に集中しており、平均を取ると19.5年となった。大学を卒業して22歳から講師や教諭として学校に勤め始めると考えると、40歳代前半の教員が中心であることが分かる。児童相談所に配属されるのが2~4年とすると、40歳代中頃の教員が数年間、児童相談所に勤務することになると想像される。

2-7. 現役教員を配置している特徴的な児童相談所

ここでは現役教員を配置している児童相談所の中で、特徴的なところに注目してみたい。

○多人数の配置

関東地方のA児童相談所には、回答のあった児童相談所で最多の5人の現役教員が配置

されている。3人が児童福祉司を、2人が児童指導員である。前職(主たる担当教科)は小学校2人、中学校2人(数学と保健体育)、教育委員会1人(社会)である。勤務予定は3~4年で、在職経験12~22年の教員が配置されている。

九州地方のB児童相談所には、4人の現役教員が児童福祉司として配置されている。前職(主たる担当教科)は小学校2人、中学校1人(技術)、高等学校1人(理科)である。勤務予定は3~4年で、在職経験17~24年の教員が配置されている。ここには、小学校から高等学校までの4人が配置されている。

他に高等学校教員が配置されているのは、児童相談所名/現役教員数/高等学校教員数の順で以下の通り。関東地方のC児童相談所/2人/2人(国語と社会)、東海地方のD児童相談所/3人/2人(2人とも特別支援学校高等部からの異動、生活単元学習や作業学習)、四国地方のE児童相談所/2人/1人(特別支援学校高等部からの異動、音楽)である。

特に高等学校の教員だけを配置する所や、特別支援学校高等部から異動させる所があることが確認できる。

3人の現役教員を配置しているのは、D児童相談所の他に中国地方のF児童相談所がある。D児童相談所のもう1人の現役教員は小学校からの異動であり、現役教員3人のうち、2人が児童福祉司、1人が管理職（主幹）である。勤務予定は3年、在職経験は16～26年である。またF児童相談所の現役教員はいずれも中学校の教員で、社会2人、外国語1人である。外国語の教員が児童指導員を、社会の教員2名は児童福祉司をしている。勤務予定は3年で、在職経験19～21年である。

この他、9カ所の児童相談所が2名の現役教員を擁している。

以上で検討した児童相談所における、全児童福祉司数に対する現役教員の児童福祉司の占める割合を見ることにしよう。18年度の児童福祉司数はすでに調査票Iの分析において示されている。A児童相談所は全児童福祉司数が不明のため算出できず、B児童相談所で23人中4人（17.4%）、D児童相談所で9人中2人（22.2%）、F児童相談所で16人中2人（12.5%）、さらに本項では取り上げなかったもう1カ所の児童相談所で12人中2人（16.7%）となっている。D児童相談所で20%を超えているが、概ね15%前後であるといえよう。

○児童心理司・児童指導員・学習指導員としての配置

関東地方のG児童相談所に配置されている現役教員2人のうち、1人は児童心理司である。この教員は中学校からの異動で勤続16年、国語を担当していた。児童心理司の任用には既に述べたとおり児童福祉司の任用要件を満たす必要がある。もちろん、大学で心理学を専攻していることが望ましい。教員出身者が児童心理司を務めていると回答したの

は、この児童相談所のみであった。

関東地方のC児童相談所には高等学校から2名の教員が異動していることは指摘したが、この2名とも児童指導員として勤務している。教職経験が20年と24年の教員で、3年間の勤務予定であるという。一時保護所に入所する児童の多数は幼児、小学生、中学生であり、ここに高等学校教諭が勤務している実態は非常に興味深い。

九州地方のH児童相談所とI児童相談所にはそれぞれ2名の教員が、児童指導員として配置されている。I児童相談所には教職経験が9年と12年の教員が勤めており、比較的若い教員であることが指摘できる。

東海地方のJ児童相談所に配置されている現役教員2人のうち1人（小学校からの異動で勤続23年）と、四国地方のE児童相談所に配置されている現役教員2人（特別支援学校高等部からの異動（音楽）で勤続22年と、小学校からの異動で勤続27年）が、学習指導員である。学習指導員に関しては法律上の規定がなく、また児童相談所運営指針にも記載されていない。後で述べる通り、非常勤の学習指導員として児童相談所一時保護所に勤める退職教員が多いこと、そして何よりも、一時保護中の児童の学習する権利を保障する必要性から、児童福祉法上また児童相談所運営指針に学習指導員の位置づけと、それへの積極的な現役教員の配置が望まれる。

3. 定年退職教員と教職25年以上の中途退職教員

回答のあった児童相談所のうち、9カ所で計21人の定年退職教員が勤務している。また5カ所で計6人の教職経験年数25年以上の定年前退職教員が勤務している。重複を勘案すると、13カ所で27人の、教職経験25年以上の退職教員が働いていることになる。

3-1. 児童相談所における職名

児童相談所における職名としては未記入の1人を除いて、児童指導員7人(3カ所)、学習指導員6人(6カ所)、その他(保護指導員、指導嘱託員、学習指導支援員、児童自立支援相談員、非常勤嘱託電話相談員、生活指導員)13人(5カ所)であった。

非常勤職員であるため児童福祉司や児童心理司として働くことはできないが、電話相談を担当したり、一時保護所で子どもの生活や学習の指導をしているようである。

3-2. 直前の職場

27人の経験豊富な退職教員が児童相談所に来る直前の職場としては、小学校15人(教諭8人、図書館嘱託1人、教頭1人、校長4人)、県教育庁教育事務所社会教育指導員1人)、中学校8人(教諭4人、教頭3人、校長1人)、高等学校1人(教頭)であった。小学校の「図書館嘱託」だったとの回答以外の教員出身者は、退職後すぐに児童相談所に勤め始めたか、あるいは退職後しばらく無職の期間があって児童相談所で勤め始めたと考えられる。この他に、知的障害者更生施設の嘱託員、児童養護施設・子育て支援サポーターやフリーター、県社会福祉協議会の嘱託との回答があった。

3-3. 現役時代の主たる担当教科

現役の教員として勤務していた時に担当していた教科について、小学校に勤務していたと回答した、あるいは担当教科を「全教科」として小学校に勤務していたことを示す回答をした15人の内、10人が「全教科」と回答し、残りの5人はそれぞれ、国語、社会、理科、外国語、美術と回答していた。

教員として中学校、高等学校に勤めていたとの回答や、校種不明の回答では、国語3人(うち、高校1人)、数学1人、数学・保健体育1人、理科2人、社会・保健体育2人、

技術1人、家庭科1人であった。このように、現役教員と同様、特定の教科の教員が多いとは言えない。

3-4. 現役時代の主たる校務分掌

現役の教員として勤務していたときに担当していた校務分掌について、複数回答を可能として尋ねた。

その結果、総務・庶務3人(14.3%)、教務14人(66.7%)、生徒指導・生活指導16人(76.2%)、生徒会(児童会)指導6人(28.6%)、進路指導4人(19.0%)、保健4人(19.0%)、図書3人(14.3%)、人権教育・同和教育6人(28.6%)、情報システム0人(0.0%)、その他3人(14.3%)であった。「その他」の内訳としては、研修1人、研究・初任者研修1人、管理職1人であった。

現役教員と同様に、生徒指導・生活指導を主たる校務分掌の1つとしている回答が目立つことが指摘できる。児童や生徒の普通の生活にまで目を配る必要のある分掌を経験した教員が、退職後も児童相談所に勤務する傾向があるといえる。ただ、現役教員の結果と較べて教務の割合が高いが、この説明は調査結果からは困難である。

3-5. 児童相談所に配属されるまでの教職経験年数

定年退職教員の場合は、38年間の勤務が多く、おおむね36年から42年の教職経験である。また本項で扱う定年前の退職教員の中には、教職経験35年や36年の教員もおり、定年直前での退職であることが伺える。他に含めているのは、教職経験32年、30年、29年、25年の退職教員である。

3-6. 教職25年以上の退職教員を配置している特徴的な児童相談所

次に、教職経験が25年以上というベテランの退職教員を配置している児童相談所の内、

特徴的なところに着目していきたい。

○多人数の配置

北海道地方のK児童相談所には、8人の定年退職教員が配置されている。その職名としては不明の1人を除いて、4人が児童指導員、3人が保護指導員である。前職は小学校教諭5名、中学校教諭3名であり、勤務予定は2～5年であるという。

また、中国地方のL児童相談所にも5人の定年退職教員が配置されている。この5人はそれぞれ、児童自立支援相談員などとして、主に電話相談に当たっているようである。K児童相談所に配置されている退職教員はいずれも教諭で退職したようであるが、このL児童相談所に勤めている退職教員で、前職が中学校と回答した3人の内、教頭が2人、校長が1人であった。また前職が児童養護施設や県社会福祉協議会であるとの回答も見られ、福祉と教育の間で人事交流が行われていることを伺わせる。なお、ここにはもう1人、8年間の教職経験者も児童指導員として非常勤で勤務している。

甲信越地方のM児童相談所には、1人の定年退職教員と、2人の定年前退職教員（教職25年と35年）が配置されている。いずれも指導嘱託員との職名だが、その具体的な職務内容は不明である。前職は小学校教頭1人、高等学校教頭1人、知的障害者更生施設嘱託1人である。

九州地方のN児童相談所にも、2名の定年退職教員が児童指導員として配置されている。前職は小学校校長1人、県教育庁教育事務所社会教育指導員（原籍は小学校）1人である。

○児童指導員・学習指導員としての配置

上で指摘したほかに、7カ所で定年退職教員あるいは教職経験25年以上で退職した教員が1人ずつ、学習指導員ないし「学習指導

支援員」として配置されている。さらに別の2カ所でも、同様の教員出身者が1人ずつ、児童指導員ないし「生活指導員」として配置されている。

このように、定年退職教員や定年前でも教職経験25年以上という経験豊富な教員が児童相談所で電話相談を受け付け、あるいは一時保護所の子どもの生活や学習の指導をすることは、教員の経験を活かすという点で有効な取り組みであると考えられる。

4. 教職経験12年以下の中途退職教員

上で検討したような、教職経験25年以上というベテランの教員ではなく、教職経験が12年以下の教員退職者を受け入れている児童相談所もいくつかある。以下ではこのような児童相談所に着目してみたい。該当するのは、10カ所の児童相談所で勤務する計11人である。ここで検討する教員は、10年前後で正規の教員としての教諭を退職した、あるいは非常勤講師を続けている教員だと考えられる。教員採用試験の合格を目指している人も含まれる。

4-1. 児童相談所における職名

児童相談所における職名としては、児童指導員4人、学習指導員5人、生活指導員1人、心理カウンセラー1人である。生活指導員や心理カウンセラーが、児童福祉司や児童心理司の補助的な仕事であるのか、電話相談を受け付けているのかといった詳細な職務内容について、本調査では明らかにすることができなかった。このように該当する11人の内、少なくとも9人が一時保護所で勤務している。

4-2. 直前の職場

本項に該当する教員経験者の直前の職場は、多岐にわたっている。

小学校や高等学校の教諭、中学校の非常勤講師、小学校の「学校教育活動支援員」や「特

別指導員」、児童自立支援施設内の学科担当、県の体育施設のスタッフ、学習塾の講師や塾長である。もちろん、いずれの場合でも常勤であれ非常勤であれ、学校の教壇に立った経験を有していることは、過去に担当した校務分掌に回答できていることから明らかである。

4-3. 教職12年以下の退職教員を配置している特徴的な児童相談所

東北地方の〇児童相談所には、前職が県の体育施設のスタッフと小学校の「特別指導員」だった、それぞれ教職経験1年と2年の教員経験者が児童指導員として勤務している。このような教職経験の浅い職員は、年齢も若いと考えられ、非常勤を含めた児童相談所の職員の中で最も子ども達に年齢が近い存在となっていると想像される。

児童相談所での相談業務には、長年の教職経験が活かされる場面も多くあるが、特に一時保護所における指導では、子ども達に年齢が近いからこそ、活躍する場があるのではないだろうか。少なくとも、〇児童相談所の事例は、そのことを提案しているように思える。

なお、同様に教職経験が2年で、前職が中学校の非常勤講師であった教員経験者を配置している児童相談所がある。

結婚や出産などで退職したとも考えられる教員経験者、あるいはこれから教員を目指そうとしている人、塾の講師も経験した人など、多様な人材が本項では該当しており、25年以上の教職経験者だけではない、教育関係者を児童相談所に配置することは、非常に興味深い。

5. 自由記述「教員が児童相談所に勤務することに対する考え」

本調査では、教員が児童相談所に勤務することについて教員（経験者）はどのように考えているのか尋ねるために自由記述欄を設け

た。本項では、ここに寄せられた記述から、現任教員や退職教員の考えをみていきたい。

5-1. 現任教員

現任教員から寄せられた回答は、児童相談所と学校の連携に役立つ、教員としての自身の研修となる、一時保護所の学習を保障する際に教員が役割を果たすなどといったものであった。以下、それぞれ代表的な記述を示したい。

〇児童相談所と学校の連携

- ・学校と児童相談所の相互理解のレベルは十分でなく、今後も人事交流は必要と考える。
- ・子どもにとって教育と福祉は重要な部分を担っている。人事交流を促進することで相互理解が生まれ、子どもの権利擁護につながっていくと思われる。
- ・生徒指導や教育相談に関する知識や技能を有する教員を兎相に配置することは、学校と連携する上でも有効であると考えます。
- ・関係機関の連携を強化すること、学校が児童相談所の業務や役割をより理解することにおいて大きな意味を持つ。
- ・教員から見えにくいところが見える点はよいが、学校との連携の部分でまだまだ困難な面がたくさんあることを知った。しかし、兎相と学校が良好な関係であることは今後非常に重要であると思う。
- ・児童相談所と学校との連携は特にこれから重要になってくると思います。お互いの立場を経験することで今後の教育活動に生かしたいと思います。
- ・教職と福祉の温度差を実感し、子どもの問題解決は学校（一つの機関）のみではできないので情報共有が必要なことを知るために短期間でも経験（勤務）することが必要ではないか。
- ・学校教育における課題（非行児・不登校児・

障害児等)について教育、行政、地域の三者の連携及び協力体制の重要性を感じた。子どもと取り巻く家庭環境や地域環境を十分に踏まえ、保護者への日常生活のあり方やその対処法等を啓発し、理解を促す。

- ・学校との連携などではメリットがあるが、専門知識がないので職務上支障をきたしている。
- ・各所に1人ずつではなく、2～3人が各地区(市町村)から勤務し、学校や教育委員会と連携しやすくした方が良いと思う。

学校の教員が児童相談所で勤務することは、互いの業務や役割を理解できるようになり、協力体制の基礎となるといった点で、学校と児童相談所の双方にとって有効であるとの意見である。

○教員としての研修

- ・教育だけでなく、福祉、保健、医療、行政等多面的に視野を広げることができ勉強になります。
- ・学校の中では知りえない状況(家庭状況、児相の状況、虐待の状況)などを学べる
- ・家庭教育、家庭の安定を図ることは学校教育現場においても相通ずるものがあり2年間の経験を教育現場にいかしたいと思う。
- ・子どもや保護者との関わり方やアプローチの仕方を学んだり、関係機関の役割を知ることができるので、大変有意義だと思います。
- ・CWの手法を学ぶことは学校教育における生徒指導に活かせると感じるし、学校と児相との壁を取り除くには有効だと思う。(とかく学校は独自で問題解決したがる傾向が強い)
- ・いろいろな児童の現状が理解でき、学校にない情報やスキルが身につく、良いことだと思う。できるだけ多くの先生方にも経験してほしい。
- ・子供の置かれた状況や心情を深く考えられるよ

うになり教育現場にもどつたらいかしている。

- ・教員の配置は、大変意味のあることだと思う。学校という教育機関を、行政内の援助機関から別の視点でみる良い機会となっている。学校ができること(やるべきこと)が何かを考える機会にもなった。
- ・様々な問題をかかえた子どもたちに接し、考え方の幅、視野が広がり、勤務校での指導に役立つので、児童相談所の業務に支障の無いように勤務させてもらえるのならよいと思う。
- ・学校現場と児童相談所という立場の違う職場で①生徒の姿を見ることができたところ。②職員の考え方の違いを知ることができたところが参考になると感じている。

児童相談所に勤務することで、学校現場における教育という子どもへの関わり方ではなく、子どもの成長や過程の安定を支援することを学び、教員として学ぶべき点が多いという意見である。学校の教員として、子どもや家庭を考える視点や援助する方法を学ぶ機会となることが有効であるという。

○一時保護所における学習指導

- ・一時保護所では学習の時間があるので、学習計画や教材準備などがあり大切な事だと思う。
- ・相談所でも児童の学習を大切にする必要があり、教員が入っても良いと思う。
- ・一時保護児童の学習権が十分に保障されていない中で、教育と福祉の分野をつなぐ重要な職務だと感じている。(できるだけ多くの小中学校の教員が学習指導員として派遣されることが望ましい)

学校の教員が一時保護所で子ども達に学習指導することの重要性を述べた意見である。

○児童相談所勤務に求められる専門性について

- ・教員としての資格であり、専門外の指導・相談については難しい点も多い。
- ・ある程度の専門的な知識を持っていないと…赴任当初は厳しいと思う。
- ・相談内容は多岐にわたり、発達などの専門的な知識が必要であり、教職経験だけでは難しいと感じています。
- ・専門性は活かせる。ただし、教科ではなく、子ども相手の仕事として。

ここで引用した意見は、教員としての専門性と、児童相談所における専門性が異なっているために困難を感じたというものである。この困難を経験することによって、上で引用したように教員としての自分自身の研修につながると感じるようになると考えられる。

5-2. 25年以上の教職経験者

教職経験 25 年以上のベテランの教員の意見としては、自らの教員経験を生かすことができる、学校と児童相談所の連携を図るべき、学校教員の研修として児童相談所勤務を経験させるべきなどの意見が見られた。以下で代表的なものを引用する。

○教員としての経験が活かせる

- ・元教員の経験を生かして働くことができると感じている。
- ・多くの児童と接してきた経験が生かされると思う。
- ・相談者に学問的かつ現場経験から得た知見を助言として示唆しやすい。
- ・保護者、子ども、地域との絆の中で、幅広い人間関係を経験し、相談員に適している。
- ・児童生徒に関わって来た事から大変良いとおもう。

退職まであるいは退職近くまで教員として

勤務した経験が、児童相談所という場で発揮できるという意見である。

○学校と児童相談所の連携強化

- ・教員は児相についてほとんど知っていないので、もっと連携を密にして指導に当たったどうか。
- ・人事交流の観点でとてもよいこと

教員が児童相談所に勤務することは、人事交流の観点から、そして教員が児童相談所を理解する上で重要であるとの意見である。

○学校教員の研修

- ・大変良い経験になるので 10 年次研修や新採用研修で経験させると良いと思います。
- ・退職して嘱託として勤務するより、現職中に 10 年次 20 年次研修として長期間勤務できれば、学校での児童理解も深まるように思う。
- ・様々な境遇の子どもがいることを現場教員は知らない。現職教員の児相での研修を奨励したい。子どもに接し、指導する心構えが違ってくる。

このように、10 年次研修など教員が受ける研修の一環として、児童相談所に勤務することを提案する退職教員もいる。このような研修により、児童相談所の現場を知ると同時に、子ども達への接し方について改めて学ぶ機会となるという。

○子どもの学習権保障

- ・学習指導もあるし、学校との関係が深いので教員も必要であると感じる
- ・児童が登校しないので、その間、学習に遅れが出ないようにするには、良いと思う。
- ・保護児童の長期化を考えると、教員の勤務は必要と思います。

- ・常勤でなくてもよいので子どもたちの学習指導、生活指導のあり方をサポートしてほしい。

一時保護所に入所している子ども達の学習する環境を保障するためにも、教員が児童相談所に勤務する必要があるとの意見である。

○その他

- ・特別本人の意思にもとづくもので問題ないと思う。が、現職時代とは子どもの質が違いくるのにとまどうことも。

教員を退職後時間が経過していたり、管理職としての勤務年数が長い場合、退職後に子ども達を直接指導しようとしたときに、教諭として子ども達に関わっていた頃とその質が違っていることにとまどいを覚える退職教員もいるようである。

5-3. 12年以下の教職経験者

教職経験の比較的浅い、12年以下の教員経験者は、教員が児童相談所に勤務することについてどのように考えているのだろうか。

○学習権の保障

- ・学習保障という点において必要だと考えるが、カリキュラムに関しては不十分に感じる。
- ・学習指導において、教員は学習を教えるスペシャリストでなければならないと思っています。そう考えると保護されている児童の学力を少しでも意欲的に高めるためには、教員が相談所で勤務することは非常に意義のあることだと思います。また、外から見て初めて見える学校のあり方も、感じるができると思います。
- ・児童相談所の理解を深める相互理解を高める上でも、子どもたちの学習の保障を強める上でも必要、大切である。

ほとんどの回答が、一時保護児童に対する学習権・教育権の保障には有効であると述べていた。現時点で一時保護所における学習の取り組みは、教員経験者から見て不十分であり、その改善のためにも教員の配置が求められるのである。

○その他

- ・現在、教員採用試験に挑戦していますが、とても良い勉強になるし、糧としたい。
- ・従来の積み上げて来られた視点に新たな視点が加わり良いのではないのでしょうか。
- ・年齢に適した指導、専門的な指導が行える為、重要な役目だと考えている。

これから教員採用試験を受けようとしている人にとっても有意義な経験になるであろうし、教員が児童相談所に勤務することによって相互にとって新しい視点を拓くことができるとの意見である。

6. まとめ

幼稚園を含め、学校の教員となるためには高等教育機関において教職課程を履修しなければならない。この教職課程では主に教育学に関する内容を扱っており、児童福祉や社会福祉に関する授業は組み込まれていない。しかし昨今、特に児童虐待の早期発見と適切な対応が学校教育現場にも求められている。虐待を受けた子どもや、その保護者にどのように接するのか、また、児童相談所や福祉事務所など、福祉に関する機関やその専門職と連携をとる必要が出てきても、どの機関や職種がどのような役割を果たしているのか、ほとんど教えられていないのである。

その結果、学校内で虐待を受けたと思われる児童や生徒を発見したとしても、そのことをしかるべき福祉機関に相談することなく、なんとか学校内で解決しようとし、学校だけでは対応が困難になったと判断して初めて、

児童相談所や市区役所・町村役場の福祉担当者に相談するという事態がしばしば発生している。学校と児童相談所や役所が連携して早期から対応しておけば、もっと違う対応ができていたのにと、福祉の関係者は声を揃えることになる。学校の教員が児童相談所に勤務することは、学校と児童相談所の相互理解を図り、さらに学校教員が福祉の知識や技術を身につける意味で、重要な役割を果たしている。

現役の小学校、中学校、高等学校の教員が児童相談所で児童福祉司として勤務することは、子どもと親の関係の調整、施設との連絡調整、警察や家庭裁判所との連絡調整など福祉の立場から子どもの福祉を支えることになる。児童福祉司を経験することで、学校でも子どもの家庭への関わり方、そして児童相談所と相互に連携できるようになることが期待できる。

また、児童指導員、学習指導員などとして児童相談所の一時保護所に勤務することも、学校教育現場では経験することのできない、子どもの普段の生活の様子を知ることができる。教えるという学校教育現場の関係から、普段の日々の生活を支えるという立場で子ども達に接することができる経験をすることになる。あるいは、学習指導員として、学校教育を受けることができない子ども達の指導を学校教育の専門家としての立場から行うことができるのである。

学校というある意味で特殊な場面に閉じこもるのではなく、子ども達の普段の生活を支えることのできる児童福祉の現場に学校の教員が勤めることは、普段の学校教育現場における子ども達に対する見方にも大きな影響を与えるであろうことは、児童相談所に勤める学校教員の意見からも見られる。児童相談所やその一時保護所の勤務を経験することにより、少なくとも、学校だけで物事を解決しようとする姿勢から、児童相談所を含めた関係

各機関と協力体制をとって、問題の解決に取り組もうとする姿勢を期待できる。

本調査の結果から、学校教員が児童相談所の現場に配置されるのは、おおむね2年から4年の期間が多いことが明らかになった。このような異動について、学校教員の10年研修や20年研修の一環として行うべきとの意見もあったが、むしろ10年から20年の教職経験者に3年から4年の外部出向としてじっくり、児童福祉の現場を経験することこそ重要である。研修目的ではどうしても数時間から数日の見学に終わってしまうことが危ぐされる。

児童相談所に配属される教員の主たる担当教科に偏りはしないものの、校務分掌としては生徒指導・生活指導が多かった。学校として児童相談所や警察など関係各機関と連携をとることになる生徒指導・生活指導の教員が、児童相談所の立場に立って学校と連携をとるという逆の立場に立つことで、児童相談所としての考え方を学ぶことができ、相互理解や連携に大いに役立つものと考えられる。また、一部の教育委員会と児童相談所では実施されているように、高等学校教諭が児童相談所に勤務することも、児童相談所が対象としている18歳未満の子どもへの支援という観点から有意義であろう。その一方で、幼稚園教諭の児童相談所への配置が確認できなかった。幼稚園教諭が保育士資格も持っていることは多く、児童福祉司だけではなく、一時保護所での勤務も含めて、検討する価値はあるように思える。

ただし、教員出身の児童福祉司などが、児童相談所の職員の中で多数を占めないようにする必要もある。児童相談所は首長部局の福祉行政であり、教員はあくまで教育委員会に所属する教育学の専門家だからである。福祉の現場で教員が勤めることに意義があり、教員が多数を占める児童相談所は、もはや福祉の行政機関とはいえなくなるからである。教

員には、教育学の視点から児童相談所の現場で勤務することが望まれている。それに答えるためにも、児童相談所には社会福祉士の資格を持つ職員など、福祉の専門家を配置しておく必要がある。

その一方で、児童相談所一時保護所は、長年の教職経験を持つ退職者や、何らかの理由で教員を中途退職した教員出身者、そしてこれから教員になろうとかなえている者にとって、子どもの生活を支え、子どもの学習を支援するという実践的な場となっていることが明らかになった。

ベテランの退職教員は、自らの現役時代ととまどいながらも、その経験から子ども達の様々な行動を受け入れる懐の深さがあり、子ども達も安心して接することができると考えられる。正規の職員には見せない姿を、ベテランの退職教員に示すことも期待できよう。また、これから教員になろうとする者にとって、児童相談所の現場を経験していることは、その教員としての見方や考え方に大きく影響すると思われる。また、子ども達とも年齢が近いだけに、子ども達が親しみを持つことも考えられる。

児童相談所としては、このような非常勤の教員出身者の職員が、児童相談所一時保護所での出来事を外に漏らさないようにすること、あるいは非常勤職員の心理的なケアの体制を整えなければならない。

これから、多くの学校教員が児童相談所に勤務し、子どもや家庭を支える仕事を体験することが望まれる。あるいは、児童相談所の職員の中で、教員免許を持つ者が学校で勤務するような仕組みがあってもよいかも知れない。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関
する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分坦研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査（3）
－ 一時保護所に関する心理的業務への提言 －

大島 剛（神戸親和女子大学）

研究趣旨

平成18年度の調査研究において、一時保護所担当心理士（以下一保心理士）の配置や役割についてのガイドライン試案を作成したが、このガイドラインの妥当性や有効性を検討し、修正を加えるために、一時保護所の主管課長および一保心理士に対して調査を行った。質問紙によるガイドラインの必要性や業務の理解、使い勝手などは択一式回答、またガイドラインの内容について自由記述による回答で意見を集約した。53カ所の一時保護所（46.9%）から意見が出され、主管課長および一保心理士の意見を分析した。ガイドラインの必要性は認められるが、今回作成されたガイドラインにおいてはまだまだ修正の余地が多いとの結果であった。また、「基本理念」においてはほぼ一致して理解が得られたが、「ア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども）」では、心理検査や心理療法の是非について意見が分かれ、行動観察については児童指導員との区別が論議された。「イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）」では、職員へのカウンセリングに対する反対意見が多く出された。「ウ. 一時保護所内の一般的業務」では、生活場面での直接処遇をどの程度行うかについて意見の幅が見られた。「エ. 児童相談所の心理的業務」では、児童心理士との連携は大事だが、分業のあり方の難しさが指摘された。「オ. 児童相談所の一般的業務」では、援助方針会議への参加に意見が分かれた。「業務割合」は、ガイドラインに乗せることの不適切さが指摘された。「身分、待遇」においては、常勤化が大半であるが、非常勤のままでもよいとの意見も見られた。過去2年間の調査結果を踏まえ、これらの結果を検討して、単なる一保心理士のガイドラインではなく、もう一段高い視点から、一時保護所の心理的業務に関する提言を行った。

A. はじめに

本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大学助教授を中心として、平成17年、および

18年に引き続いて平成19年に行われた、全国の児童相談所の一時保護所に関する調査研究の一部である。

平成 17 年の調査では、一時保護所に心理職（児童心理司、および一時保護所担当心理士（以下一保心理士））がどのようなかわりを持ち、どのような役割を担っているかに関する調査内容について分析を行った。児童心理司はある一定の高い水準で保護された子どもたちに対する心理アセスメントおよび心理面接や治療を行っていることがわかったが、一保心理士は待遇や業務に関しても一時保護所間格差が存在し、業務内容にも幅があることが判明した。

平成 18 年度の調査では、まだ配置されて歴史の浅いこの一保心理士の業務について焦点化し、一保心理士の業務について概括し、児童心理司および一保心理士からの意見を集約したうえで、一保心理士ガイドラインの策定を試みた。一保心理士は 43 ヶ所（57.3%）にほとんどが非常勤で配置され、平均年齢 28.07 歳、平均経験年数 1 年 10 ヶ月と非常に若くキャリアが浅い実態が浮き彫りとなった。一保心理士の役割や業務はまだ明確に確立されていないが、「ア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども）」「イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）」「ウ. 一時保護所内の一般的業務」「エ. 児童相談所の心理的業務」「オ. 児童相談所の一般的業務」の 5 つの内容に分類して、ガイドライン試案を作成した。

平成 19 年度の調査では、一時保護所主管課長および一保心理士に対して、作成したガイドライン試案の内容や使用に関する意見を収集して、ガイドラインをより洗練させていくこと、3 年間の調査を踏まえて、一時保護所に対する心理職機能について提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

質問紙は、全国 113 ヶ所の一時保護所に配布し、主管課長および一保心理士に回答を依頼した。67 ヶ所（59.3%）の一時保護所より回答が得られたが、一保心理士の未配置等で

未回答や不備が見られたものをのぞき、53 ヶ所（46.9%）の回答を分析対象とした。

質問項目は、主管課長、一保心理士に対し、昨年度作成したガイドライン試案（資料 1）の必要性、業務の理解、使い勝手に関して 4 段階の回答を選択してもらった。また、「基本理念」および「ア. 一時保護所内の心理的業務（対子ども）」「イ. 一時保護所内の心理的業務（対職員）」「ウ. 一時保護所内の一般的業務」「エ. 児童相談所の心理的業務」「オ. 児童相談所の一般的業務」、「業務内訳比率」「身分、待遇」に関して自由記述による意見を求めた。

C. 研究結果および考察

（1）ガイドラインの必要性について

「一保心理士の業務に関してガイドラインは必要と思いますか。」の問いに対して、主管課長の 86.8%、一保心理士の 97.4% が是非とも必要ないし必要であると答えており、ガイドライン自体は現場でのニーズが高いと考えられる（図 1、2）。特に自らの業務に関してである一保心理士のニーズが高いことは自明であろう。

（2）ガイドラインによる業務内容の理解

「このガイドラインを読んで一保心理士の業務内容が理解できましたか。」の問いに対して、主管課長の 90.2%、一保心理士の 90.0% が理解できた、まあ理解できたと答えており、一保心理士の業務内容に関しては、高い水準で一定の理解が得られたと考えられる（図 3、4）。

（3）作成したガイドラインの必要性

「このガイドラインは貴一時保護所に必要と思いますか。」の問いに対して、主管課長の 27.5% があまり必要ではない、必要ではないと答えている（図 5）。また、一保心理士も「このガイドラインは実際に使えそう

ですか。」という問いに対して、使えないという回答はなかったが、一保心理士の18.7%があまり使えないと答えており（図6）、本ガイドライン試案がまだ修正必要性を残すことが示された。

（4）「基本理念」に関する意見（自由記述）

「簡潔に分かりやすい」など賛同および特に意見なしという回答であり、この内容で適切であろうと考えられる。

（5）ア．一時保護所内の心理的業務（対子ども）に対する意見（自由記述）

「生活場面における行動観察」については、主管課長から、「行動観察」そのものを（指導員がするのではなく）まさに心理士の役割と位置づけているのか、「行動観察」自体は指導員すべての役務だが、その全体のなかで心理士独自の行動観察をすべきと考えているのかが読み取れない。指導員の行動観察とどう違うか不明確である。」「児童指導員との視点の違いについて、もう少し詳しい説明が欲しい。」など、児童指導員・保育士による行動診断としての行動観察とどう違うのかが不明確である点が指摘された。一保心理士からは、「一時保護職員による行動観察記録に加え、心理の視点からの行動観察記録を補完させることで児童の今後のアセスメント、処遇に役立つと思う。」という意見も寄せられており、一保心理士にとっては児童指導員との行動観察の相違点もイメージしやすいが、一般的には混同されやすいことが示された。

「構造的な心理検査、心理面接」に関して、「構造的な心理検査は、一保心理職員が担う部分があってもよいのではないか」という肯定的な意見がある一方で、「従来通り、児相内のCP実施がベター」「判定部門との調整が難しい」「児童心理司との相談の上」「心理職にとって、得意、不得意の方法があるのは当然。不慣れな検査は、子どもにとってのよい援助

とはならない」「日常場面にいる一保心理士が検査や面接場面で子どもに影響を与えないだろうか、客観的な結果がでないのではないかなど、一保心理士が行うことに慎重な意見も出ている。

「構造的な心理的援助・ケア」に関しては、「たとえ短期間であっても、心理療法（遊戯療法など）の必要性を強く感じます。」という肯定的な意見がある一方で、「限られた期間の中での関わりであること、日常生活と心理的援助との両立が難しいこと、枠づくりが難しいことなど、一保の中であるがゆえの心理的ケアの限界があると思う。」「児童と治療者の関係性を基礎に位置づけられる手法であることが一般的である。そのため、ガイドラインにあるように、施設心理士や児童心理司になげられるからといって、ごく短期間の関係であることが当初から明白な一時保護所においても心理療法を実施可能とする考え方は受け入れがたい。（心理療法が実施されたあとで、治療者の都合で仕方なく引き継がれる場合とは明らかに違う）」「心理司の補助として、枠組みをしっかりと作ってからでないと、生活場面に支障があるように思われる。」など、一時保護所の特殊性によって、オーソドックスな心理療法的なかわりに限界があるとする意見も根強い。ただし、大谷による実践例^註もあり、条件によっては可能であり、成果もあげられると考えられる。

「生活場面における心理的援助・ケア」をのぞけば、内容が不明確であったり、賛否両論であることが示された。これは各地の一時保護所の実情に格差があること、一保担当心理士の力量に差があることなどが原因と考えられる。どちらかに結論を出すことは困難であると考えられる。

（6）イ．一時保護所内の心理的業務（対職員）に対する意見（自由記述）

「心理的アセスメント結果のフィードバック

ク、解説、助言」は重要な役割と位置づけられている。

しかし、「職員へのカウンセリング」について、特に主管課長からは、「業務に位置づけることは間違いである。」「内部管理業務まで期待されていない。分担すべきでない。」とガイドラインに含めることに対する強い否定的意見が目立った。また、一保心理士からは、「CPの力量が問われるであろう。」「一保心理士には負担が大きすぎる（というよりムリだと思う）。」「力量のあるベテランレベルが望ましい」など、荷が重いことが示された。

いずれにしても「職員のカウンセリング」を行うことは実態にもそぐわないと考えられ、職員間の潤滑油的な存在というレベルが機能したとしても限界レベルではないかと考えられる。

(7) ウ. 一時保護所内の一般的業務に対する意見（自由記述）

「子どもに対する直接処遇」に関しては、「一保心理士は業務として分担してこそ、その役割がある。」「日常生活の指導は、補助として行っています。」「児童の日常生活に入り、一緒に日課を過ごすことにより、児童の日常に即した中で心理ケアが行える。」という積極的なもの、「子どもの生活の中から、心理的な状況をつかむことを考えると一般業務もある程度はこなす必要があるのではないか。」「指導の責任者の役割になってしまうのは危険だが、直接処遇に関わることで見えてくる子どもの状況があるので、生活場面での役割の線引きについては、あまりきっちりとはわけなくてもよいのではと感じた。」というまずまず肯定的なものもあるが、「本来業務から離れた業務が増大することは問題。限度は設定されるべき。」「一般業務の枠を明確に設定しないと雑務に追われる。保育士の見習いでは本来の業務が全うできない。」と、この業務が本来の心理的な業務を脅かす可能性があるので、制

限を加えるべきという意見も見られる。いずれにしても、必要ではあるが、心理職としてのアイデンティティーがぐらつかないようにするべきであろう。

書類作成について、「軽視する文章」「あたかも不必要なものに煩わされているかのように読み取れる。」「判定所見作成は大切な業務」というように、書類作成の重要性が指摘された。できるだけ子どもたちとの接触を担保しようとの意図であったが、不適切な表現により誤解が生じたと考えられる。

(8) エ. 児童相談所の心理業務に対する意見（自由記述）

「児童心理司との連携・調整」の重要性の理解は示されているが、「心理司との連携、スーパーヴァイズは、大変重要なながらも、業務に追われてしまうと、ほとんどできない状態である。」というように、現実的にできていないところが多い。「この点を確実に一保心理の役割として、組み込んでもらえるような仕組みをぜひお願いしたい。」と、システム上しつかりとした位置づけを願うものもある一方、「児童心理司とのエリア分けが不明確となる。」「別々に配置することで機能が悪くなる恐れあり。」という消極的な意見や、「むしろ、相談所の児童心理司を増員し、1人当りのケースを少なくし心理的援助やケアを行ったほうが効果的。」という意見もある。

「児童心理司の補助」をする場合は、「保護所入所児に限ることが望ましい。」と児童心理司との分担を明確にすべきという意見もあり、児童心理司と一保心理士の関係をどうすべきか、一緒になるべきか、異なったままで行くべきかの意見が分かれるところである。

(9) オ. 児童相談所の一般的業務に対する意見（自由記述）

実際に援助方針会議に参加している一保心理士もいる一方で、「一時保護所の代表とし

での役割については、疑問が残る。」「心理士は「一専門分野」の専門職に過ぎないと考えられます。」「一時保護所代表とはなりえないと思う。」など、力量以外に非常勤という身分の影響から会議に参加しないということも考えられたり、「代表」という文言に抵抗が感じられた。

(10)「一保心理士の業務割合」に対する意見（自由記述）

主管課長からの意見の中には、実情か希望かは不明であるが、「一般業務：心理業務＝8：2」「子どもに対する心理的業務と一般的業務（日課への係り）と50：50程度」と、かなり一般業務に関するウェイトが大きいものが見受けられた。平成17年の調査でも、一時保護所の直接処遇の補助的な働きに期待感があったことが示唆されており、やはり一時保護所の管理職としては、心理専門職への期待だけではない場合も含まれると感じられる。

一方で、「一保心理士が行うべき業務を先に定めるべきで、比率に従って業務量を定めるのは不適切。」との意見があり、もっともなことと考えられる。このため、たとえ理想的な数値であってもガイドラインに記載することは不相当と考えられる。

(11)「身分、待遇」に対する意見（自由記述）

正規職員として常勤化を求める声強いが、主管課長の中には、「一律に常勤化する必要はない」「当所に置くとすれば非常勤職員（3～4日/w、6h/day）が望ましい。」とする意見も出ている。主管課長としては、どのように扱って良いかの迷いがある可能性が示されている。非常勤であるがゆえのよさに関しては、スクールカウンセラーなどのように、外部から来た人間であるために、子どもたちに違った切り口で出会えるというメリットがあるかもしれないが、不安定な一時保護所の

子どもたち集団を考える場合はこのメリットは少ないと思われる。むしろ、財政的な考慮という可能性も考えられる。

(12) まとめ

今回の調査を通して、一保心理士の業務内容に関しては、平成18年度の調査研究において作成されたガイドラインが示すものがほぼ妥当であることが示されたと考えられる。ただし、ガイドラインに関してはある程度了解されているものの、主管課長と一保心理士間には温度差や見解の違いが存在し、また児童心理司との役割分担には、児相間格差が大きいことも示された。

これらは、各地方自治体の児童福祉に対する取り組み方（姿勢、重点項目、構造、システム、予算配分など）に違いがあるだけでなく、年間数名の一時保護人数のところから、毎日数十名、最長では1年を超える保護期間の子どもたちを擁するところまで、一時保護所の実情の違いは、こちらの想像を超えるほどに広がっている。

このため、心理検査や心理療法のあり方にも意見が分かれ、他の一時保護職員の疲弊の状態によっては、心理の専門性だけを追及できる余裕がない状況となるか、職員に対する心理的ケアをしなくてはならない状況に陥っている。平成17、18年度の調査では、一時保護所の規模別の分類も試みたが、こと心理職の調査においては、この分類では到底十分ではないことが示されたように、たとえ一般的、標準的とされる一時保護所を想定して、ガイドラインを作成したところで、そこから逸脱する一時保護所が多いのではないかと考えられるに至った。一時保護所だけを取り出し、その一保心理士の業務だけを論じても、汎用性のあるガイドラインの作成は困難であるということが明確になってきた。

そこで、過去2年間の調査研究の成果および、今回の意見を反映させた上で、一保心理

士の業務ガイドラインという枠よりも大きな視点による提言を作成して、3年間継続してきた調査研究のまとめとする。章末の提言を参照されたい。

注) 大谷洋子 (横浜市西部児童相談所一時保護所) 一時保護所心理職業務に関する研究：横浜市西部児童相談所の実践から 同報告書

本調査研究のデータ入力・分析に協力してくれた神戸親和女子大学大学院修士課程菅原彩さん他大学院生に感謝します。

